

職場外研修実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市消防職員研修規程（平成14年消防局訓令第9号。以下「規程」という。）第11条の規定に基づく、職場外研修の実施に際し必要な事項を定めるものとする。

(重点事項)

第2条 職場外研修は、次に掲げる事項について重点をおき実施する。

- (1) 職務遂行上必要な知識・技術の修得に関すること。
- (2) 各種能力の向上に関すること。
- (3) 行政環境及び地方自治行政の変化に伴う、対応方法等の検討・研究に関すること。
- (4) その他

(職場外研修の種別)

第3条 職場外研修の種別は、次のとおりとする。

- (1) 派遣研修
 - ア 消防大学校が開催する研修
 - イ 神奈川県消防学校（以下「消防学校」という。）が開催する研修
 - ウ 市長事務部局が開催する研修
 - (ア) 総務局職員研修所が開催する研修
 - (イ) 総務局職員研修所以外が開催する研修
 - エ その他の機関で開催する委託研修
- (2) 局内研修
 - 消防局各課、隊（以下「所管課」という。）が主催する研修をいう。

(職場外研修の実施)

第4条 職場外研修は、規程第6条第2号の規定により作成した「消防局研修計画」
(以下「研修計画」という。)に基づき実施すること。

2 研修計画以外の研修を実施する所管課の所属研修管理者にあつては、統括研修
管理者と十分調整を図らなければならない。

(川崎市消防職員身上記録に記載する研修)

第5条 規程第14条の規定に基づき、川崎市消防職員身上記録に記載する研修は
次の研修とする。

- (1) 消防大学校研修
- (2) 消防学校研修(特別教育を除く。)
- (3) 研修期間が1ヶ月以上の研修
- (4) 前記以外の研修で、消防長が必要と認めるもの。

(研修結果報告)

第6条 規程第15条の規定に基づき、研修結果報告書は、別記様式のとおりとす
る。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

